

令和6年度半導体産業に係る複合拠点化事業（道内企業向けビジネスマッチングセミナー）委託業務

企画提案指示書

1 委託する業務名

令和6年度半導体産業に係る複合拠点化事業（道内企業向けビジネスマッチングセミナー）委託業務

2 業務の目的

半導体製造拠点の実現に向けて、道内企業の半導体関連産業への参入促進を図るためにビジネスマッチングセミナーを開催する。

3 委託業務の内容

業務を実施する事業者（受託者）は、上記目標を達成するために、次の内容に沿った提案を行うこと。

（1）道内企業向けビジネスマッチングセミナー（以下セミナー）の開催

半導体関連産業に参入を目指す道内企業を対象にセミナー及び商談交流会を実施。

会場の確保、セミナー実施に係る制作物の企画立案及び制作、セミナー内容の企画立案、発表者の選定、チラシの作成、当日の設営作業及び運営、撤収作業、アンケート調査、本事業に係るPR、事業実績の報告等、セミナー開催に係るすべての業務とする。

※会場費及び各発表者に係る経費（旅費、謝金）については、委託料に含めること。

※詳細な業務内容については、当委託業務の契約締結後、道と調整して決定する。

（企画提案時点では会場の仮押さえ、発表者等のアポイント等は必要としない。）

ア 対象者 道内企業（半導体関連産業への参入を目指す企業）

イ 開催地 道央・道南地域ほか（計3回）

※道が実施する半導体産学官ネットワーク構築・強化事業委託業務の実施内容
を踏まえ、当委託業務の契約締結後、開催地を変更する可能性がある。

ウ 会場 開催地内の会議施設など

エ 内容 （ア）道内企業や大学、高専によるプレゼンテーション

※発表者は当委託業務の契約締結後、道と調整して決定する。

※発表者の旅費は、4名分（道内2名・道外2名）を委託料に含めること。

（イ）上記（ア）を行う企業等との商談交流会

オ 開催時期 契約締結の日から令和6年（2024年）12月上旬まで

カ 参加者数 各回30～50人程度

キ 周知 受託者のネットワークを活用するなど、効果的な広報集客を図ること。

ク その他 （ア）セミナーの内容は、道内企業による半導体関連産業への参入促進・取引拡大が効果的に図られるよう、プログラム、発表者、会場などを工夫して提案すること。なお、マッチング事例については概ね以下を想定。

a 道内半導体関連企業と道内企業のマッチング

b 道内大学・高専と道内企業のマッチング

（イ）オンライン対応

セミナー当日に来場できない方のため、オンラインライブ配信及び開催後2週間以内を目途に、アーカイブ配信（字幕付き）を行い、そのデータ（動画形式：MP4）を電子媒体で納品すること。

（ウ）国や道、関係機関が実施する事業との連携

道が実施する半導体産学官ネットワーク構築・強化事業委託業務や国が実施するビジネスマッチング事業と連携し、セミナーの実施を通じてマッチングの見込みがありそうな事例について、アフターフォローを実施すること。

と。

(エ)アンケート調査の実施

セミナー開催後、速やかにその結果をとりまとめ、報告すること。

アンケートの内容は概ね下記を想定。

- ・セミナーに参加された目的等
- ・セミナーに参加された感想／印象に残ったプレゼン内容等
- ・次回、道が実施するセミナー等で希望すること等
- ・半導体関連産業への参入予定、マッチング内容等

※アンケート調査については、効果的に参加者のニーズ等を把握でき、今後の事業に活かすことができるよう工夫すること。

(2) 報告書等の作成

上記(1)開催結果について、報告書を作成すること。

(3) 成果物の提出

ア 納入成果物及び納入形態

報 告 書 紙 媒 体：A4版 3部

電子媒体：DVDなど 2枚

(データ形式は、マイクロソフトのオフィスを用いたファイル形式によることとし、併せてPDF版も作成の上納品すること。)

※写真・パンフレット(チラシ)など、準備段階で得たデータも電子媒体で納品すること。

イ 提出期限

令和7年(2025年)2月28日(金)

(4) 成果物及び構成素材に係る知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権(制作過程で作られた素材等の著作権も含む。)その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

(5) 過去に道で開催したセミナーについては下記を参照

道HP <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jhs/171829.html>

4 契約の方法等

(1) 契約方法

総合評価一般競争入札

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年(2025年)2月28日(金)

5 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1. 実施体制・役割等	<p>業務実施にあたって必要な実施体制、役割(責任者、人員、組織図など)について記載されているか。</p> <p>提案者の組織体制が業務実施に必要かつ十分なものとなっているか。</p> <p>半導体関連産業に関する十分な知見を有し、事業者の課題の内容を的確に理解できる体制となっているか。</p>
2. 業務スケジュール	業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。
3. 実施内容	<p>半導体産学官ネットワーク構築・強化事業委託業務等と連携した効果的な提案となっているか。</p> <p>セミナーの会場は、来場者の利便性を踏まえた提案となっているか。</p> <p>セミナーの周知について、半導体関連産業に参入を目指す道内企業に対して、効果的な提案となっているか。</p> <p>セミナー及び商談交流会の内容は、道内企業の半導体関連産業への参入促進、取引拡大を図るためのものとなっており、具体的かつ事業に沿った効果的な提案となっているか。</p> <p>セミナー及び商談交流会を通じてマッチング見込みがありそうな事例に対し、効果的なアフターフォローを行う提案となっているか。</p> <p>当日の運営や体制について、事業の趣旨に沿った効果的な提案となっているか。</p> <p>セミナーの開催後に実施するアンケート調査について、事業の趣旨に沿った効果的な提案となっているか。</p> <p>セミナー当日に来場できない方のため、オンラインライブ配信及びアーカイブ配信による効果的なフォローができる提案となっているか。</p>
4. 過去の実績	過去に同様の事業を実施したことがあるか。
5. 道施策との整合性(該当がある場合)	<p>① 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定)のいずれかに該当しているか。</p> <p>② 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定)のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」(保健福祉部障がい者保健福祉課実施)の一定以上の認証ポイントを取得しているか。</p> <p>③ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。</p> <p>④ 北海道の「ゼロカーボン・チャレンジャー」登録を受けているか。</p>

※記載上の留意事項

- (1) 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。
- (2) 再委託は原則禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的に一部の業務を再委託す

ることができる。その場合、次の内容を記載すること。

ア 再委託をする相手方の称号または名称及び住所

イ 再委託をする理由及びその必要性

ウ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額

エ 再委託をする相手方の管理・履行体制、職員の状況、過去の履行実績

オ 再委託業務の管理・履行体制

(3) 業務処理工程表・経費積算については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール及び積算とすること。

(4) 「セミナーの開催」については、「3 委託業務の内容」を満たした提案をすること。

(5) 「過去の実績」については、組織として本業務の遂行に参考となるこれまでの事業等を記載すること。

(6) 道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認定制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）を提出すること。

なお、複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）の場合は、各構成員に係る認定書（写し）を提出すること。

(7) 国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書を提出すること。

なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書を提出すること。

(8) 北海道の「ゼロカーボン・チャレンジャー」登録を受けている場合は宣誓書（写し）を提出すること。

なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣誓書を提出すること。

6 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。また、コンソーシアムの場合は道内に本社又は事業所等を有する構成員を含むこと。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、この入札に参加する者でないこと。

- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
ア コンソーシアムを構成する法人等の間に明確な契約が存在すること。
イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

7 参加資格審査申請書の提出

- 本入札への参加を希望する者は、参加資格審査申請書及び添付資料を提出すること。
- (1) 提出書類 参加資格審査申請書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
(2) 様式 別添様式による。
(3) 提出部数 1部
(4) 提出期限 令和6年（2024年）5月10日（金） 17時（必着）
(5) 提出場所 10の(4)のとおり
(6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留または書留）による。
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。

8 企画提案書等の提出

- 参加資格審査申請書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。
- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
(2) 様式 企画提案書は、別添様式による。付属資料は、A4サイズの任意様式とする。
(3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも9部
※1部は、提案者名を記載したもの。残り8部は提案者名を記載しないもの。
※企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
(4) 提出期限 令和6年（2024年）5月17日（金） 17時（必着）
(5) 提出場所 10の(4)のとおり
(6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留または書留）による。
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。

9 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
(2) 参加者が5者を超える場合は、委員による書類選考により、ヒアリング対象者を5者程度に絞る場合がある。
(3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
(2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
・虚偽の内容が記載されているもの。
(3) その他
ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
イ 提出された企画提案書等は、審査の目的以外には、提出者に無断で使用しない。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

- ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
- オ 全ての提出書類は返却しない。
- カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(4) 問い合わせ先及び参加資格審査申請書、企画提案書等の提出先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎9階）

北海道経済部産業振興局次世代半導体戦略室（担当：坂根、川合、高道）

電話 011-231-4111（内線26-323）

011-206-9093（直通）

メールアドレス semiconductor.hokkaido@pref.hokkaido.lg.jp